

# 令和2年度第9回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和2年12月15日

召集場所 津野町役場 本庁2階 第1会議室

開 会 令和2年12月22日 午後4時30分

## 出席委員

1番	松岡保宏	2番	石川幸久	3番	大地勝義	4番	宇都宮京子
5番	田部節男	6番	川村実男	会長	戸田和宏		

(推進委員)

川渕慶博	大崎 登	明神長生
長山計一	山崎哲人	明神 正

## 欠席委員

川西利文

## その他の出席者

事務局長 戸田喜博 職員 長山利恵

## 議事日程

別紙のとおり

令和2年度第9回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和2年12月22日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開 会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	
5	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書の審議について	
6	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書の審議について	
7	議案第5号	非農地証明願いの審議について	
8	その他	強化促進法の規定による申し出について	
9		○農地の嵩上げに係る事前協議書	

## 議事進行次第

開 会 午後 4時30分 開議

議 長 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員6名でございます。川西委員は、所要のため欠席しておりますので、ご報告いたします。

これより、令和2年度第9回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

2番 <sup>いしかわ ゆきひさ</sup>石川 幸久 委員 3番 <sup>おおち かつよし</sup>大地 勝義 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてご説明いたします。

(番号1～3朗読)

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第1号 番号1は、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 場所は●●という所です。●●●●の社長さんをやっている方ですが、息子さんに贈与ということです。写真を7～11ページです。7ページ、●●●●という所が自宅です。自宅の前に田んぼがあって、その田んぼの周りの畑です。

下から見た写真になっています。8ページは自宅の前の田んぼです。9ページは家の前に倉庫があって、その倉庫の前の畑で野菜を作っています。そして10ページ上の写真は畑で、草を刈ってきれいにしています。下の写真は田んぼです。11ページは田んぼを作っています。頑張るって作るということなのでお願いします。

議長 議案第1号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 異議なし。

議長 つづきまして、番号2は松岡委員と川渕委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

松岡委員 場所は13ページを見ていただいたら分かると思いますが、●●●●●●●●の近くで、現在は荒地になっています。これを●●さんが所有していましたが、●●さんにとということです。●●さんは、将来は商売をしたいということです。説明しづらいですけども、あとで非農地で出てきますが、この隣に●●さんの商売されていた土地があるのですが、ここも一緒に取得しておくということです。本人は農地として取得ということは承知しています。

議長 議案第1号 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委員 異議なし。

議長 つづきまして、番号3は田部委員と長山委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

田部委員 申請地は●●でして、資料は17から21ページまでとなっております。18ページを見ていただいたら、赤で塗られている所です。19ページは斜線を引いた所ですが、ここが3段になっています。21ページを見ていただいたら、3段の田んぼでございます。この売買ですが、譲渡人が●●●の方で、お母さんは現在●●におられます。お年が召して自分もよう作らなくなったということで、●●●●さんに買うていただきたいと。家から谷一つ隔てた所で、●●さんは元役場の職員で、退職されて現在農業に励んでおるということで、お話を聞くうえでは問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議長 議案第1号 番号3について、質疑、意見はありませんか。

委員 異議なし。

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてご説明します。  
(番号1朗読)

番号1は、令和2年7月21日に農業振興地域から除外されての申請です。  
農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第2号 番号1は、田部委員と長山委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

長山委員 18日に田部委員と現地確認に行ってきました。場所は24ページを見てもらったら、●●の国道沿いの●●●で旧国道を30mぐらい入った所です。25ページで●●●●さんの田を娘さんの●●●さんが相続して、帰ってくる長男さん一家の家を建てるということです。30ページに計画図がありますけど、家と車2台の駐車場と庭を建設する予定です。排水は町道の側溝へ流します。34ページは周辺の人同意書です。38ページが写真で、以前お米を作っていましたけど、ここ数年は作っていません。以上です。よろしくをお願いします。

議 長 議案第2号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

川村委員 36ページの理由書で、同意を得ることができませんということなんですが、

長山委員 38ページを見ていただいたら、ここの手前側の赤で囲っちゅう所が欠けちゅう所。

田部委員 家を建てる時は、ここを外して建設するということです。所有者は●●●の方へ行って行方は分からんということで、家を建てる時は影響がないように建てるということです。

議 長 他に意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙

手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議を議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてご説明します。  
(番号1朗読)

こちらは農業振興地域には含まれておりません。

農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第3号 番号1は、川村委員と山崎委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

山崎委員 譲渡人の●●さんは葉山で●●●●●をしている方です。譲受人の●●さんは●●●の●●という所で借家住まいです。●●の●●●●●をしています。家族で新しくここに建てるということです。41ページが申請地です。次の切り図を見たら分かるように、分筆できているみたいで228㎡ここに宅地を建てるということです。48ページを見ていただいたら、小屋の所にコンクリの溝がありまして、その左側の部分の町道寄りに建てる予定です。右の方は●●さんが野菜を植えていました。周りも住宅地ですので問題ないです。以上です。

議 長 議案第3号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号 非農地証明願いの審議についてを議題といたします。  
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第4号、非農地証明願いは7件です。  
(番号1～7朗読)

番号1、番号4、番号7は農振農用地ですが、同日付けの申請で農振除外の申請を提出しており、本日非農地の議決をいただきましたら、除外の許可が出次第、非農地の許可となります。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

松岡委員 番号6は、別にせんといかんろう？所有者が外2名になっちゅうけ。

事務局長 理由は一緒ですが、番号別でお願いします。

議 長 51ページの番号6を7に、番号7を8に変えます。  
では、議案第4号 番号1は、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 57ページを見てください。上の写真の新しい住宅地は●●へ行く新しい道です。この竹藪の下が旧道、国道で、国道の下が●●●●です。旧道からこの竹藪まで約10mございます。大変危なく、竹藪にもなっておりますので問題ないと思います。下の写真は場所も、横から見ると5、6mほど段差があります。最初は緩やかですけど、途中からがっくり落ちて非常に危ないですので、非農地として認めてもらいたいです。よろしくをお願いします。

議 長 議案第4号 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 つづきまして、番号2～番号5までは松岡委員と川渕委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

松岡委員 番号2は、62ページを見ていただいたら分かると思いますが、現地を確認しましたけれども荒れております。何故非農地にということですが、相続関係でがっちり何にするか決めてないようですが、長年、荒れて耕作は無理だということで非農地をお願いしたいということです。  
番号4は、先ほどありました●●●●の範囲です。場所は70ページを見ていただければ分かると思いますが、国道沿いに一部店舗を兼ねた、若干山側に農地のようなものが残っておりますけど、それも含めて非農地をお願いしたいと。●●さんは現在、●●の方に行かれて、ここも処分し、自宅も処分したいということです。  
番号3と5は場所的には同じ所です。現地については65ページを見ていただければと思います。現在、倉庫と家が建っています。

川渕委員 3と5は親子の名義になっていますが、隣の●●さんが買うということで、●●さんは全部処分するということです。

議 長 議案第4号 番号2～番号5までについて、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 つづきまして、番号6～番号8は宇都宮委員と明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 資料は78ページからです。場所は80ページの地図を見ていただければいいんですが、●●の家から少し下に行った所を右の山の方に入った所です。82ページに写真がありますが、昔から猪が出て耕作できないので、自分の資材置場にしていたそうです。番号8は自宅の前なんですけど、87ページのように事務所の敷地として現在は使われていますので、非農地としてお願いしたいということです。

議 長 議案第4号 番号6～番号8について、質疑、意見はありませんか。

明神委員 7番ですよ、所有者が●●●●外2名と出てますが、外の2名の方の同意がなくてもできるがですか？

事務局長 行政書士さんがあげてきていることではありますけれども、所有者の同意については確認させていただきます。

議 長 他に意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第5号 強化促進法の規定による申し出についてを議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第5号、強化促進法の規定による申し出についてご説明いたします。  
(番号1～2朗読)



番号1及び2は全て再設定であります。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第5号 番号1及び2は、宇都宮委員と明神委員が地区委員です。  
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員 95ページを見てください。見てのとおりきれいに耕作されていますので問題  
ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 番号1及び2について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。  
議案第5号は、宇都宮委員に関する案件のため、宇都宮委員には退席してい  
ただき、採決を行います。

それでは、宇都宮委員の退席を求めます。

(宇都宮委員退席 午後5時32分)

議 長 それでは採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙  
手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

(宇都宮委員着席 午後5時32分)

議 長 宇都宮委員に告知します。  
議案第5号については可決されました。

議 長 日程第8、その他の件について、を議題といたします。  
事務局より、議題の説明をお願いします。

事務局長 105ページをご覧ください。  
農地の嵩上げに係る事前協議書の提出が1件あっております。  
(農地の嵩上げに係る事前協議書により報告・105ページ)

ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 1 件目について、地区担当の石川委員と大崎委員からご意見等をお願いいたします。

大崎委員 地元ですので、確認させていただきました。業者による盛土ということで、すぐ上で県土の工事が始まっています。たぶん、県土の残土をそこに入れてたいという意向とのこと。以上です。

議 長 農地の嵩上げに係る事前協議書について、質疑、意見はありませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、農地の嵩上げに係る事前協議書については、承認することにご異議ありませんか。賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、農地の嵩上げに係る事前協議書については承認されました。

議 長 その他、事務局からの報告はありませんか。

事務局長 議案書を処分される方は、役場で処分しますので持ってきてください。

議 長 その他にありますか。

特になければ1月の定例会の日程を決めたいと思います。

事務局長 1月29日(金)西庁で16:30からの予定で行います。

議 長 ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。  
これにて、令和2年度第9回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉 会 (午後5時40分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 3 番